

八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

一般奨学金の償還開始時期について見直しをするとともに、志願資格等に係る規定の整備をするためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 奨学生の志願資格（第4条）

- ①現行の運用上、既に適用していない要件（身体の強健な者）を削る。
- ②現行の運用上、対象とする学校から通信教育、大学院、各種大学校及び海外の学校等を除いているが、その旨が現行規定に定められていないため、これらを明確化する。

(2) 一般奨学金の償還開始時期（第11条）

奨学生の決定を取り消された場合において、償還を開始する時期を変更する。

現 行：退学、貸与の辞退又は奨学生の決定取消の各事由の発生日の属する
年度の翌年度の4月

改正後：教育委員会が定める時

- ・ 具体的な時期は、施行規則に定める予定。
- ・ 月賦の場合は、取消決定の通知日の属する年度の翌年度の4月

3 施行期日 公布の日